

事務連絡(保122)
平成19年10月10日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 満

郵政民営化に伴う政管健保被保険者証の変更について

平成19年10月1日をもって日本郵政公社が民営化され、日本郵政株式会社、郵便局株式会社、郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下、「日本郵政株式会社等」という。）に分社化されました。

日本郵政株式会社等における正規職員は日本郵政共済組合の被保険者ですが、非常勤職員等につきましては、政府管掌健康保険（以下、「政管健保」という。）の被保険者となっております。

今般の日本郵政公社の民営・分社化に伴い、平成19年9月30日までの日本郵政公社における適用事業所は、平成19年10月1日付けで全喪となり、日本郵政株式会社等が新規適用事業所となります。

このため、当該新規適用事業所における政管健保の被保険者証については、その記号番号が変更となり、現在、日本郵政株式会社等及び社会保険事務所において新たな資格取得の手続きが進行しているところであります。

日本郵政株式会社等からの資格取得届の提出から概ね2週間以内には新たな被保険者証を交付することとなっておりますが、一方で、平成19年9月30日までの旧被保険者証が事業主に回収されている場合があるため、事業主が発行する健康保険被保険者資格証明書の交付を受けていない方については、政管健保の被保険者であることを証明することができないまま、保険医療機関を受診することがあり得ます。

健康保険被保険者資格証明書を保険医療機関に提示した患者については、通常の保険診療として取り扱い、患者からは一部負担金を徴収することとなります（従前からの取扱い）。

一方、政管健保の被保険者であることを確認できない患者が保険医療機関を受診した場

合には、保険診療における原則に従い、医療費全額を支払っていただき、当該患者が事業主を通じて保険者に療養費の支給を請求することになります。

以上の件につき、保険医療機関において患者から疑義が提起された場合には、当該患者に対し自身の事業所に問い合わせさせていただくようご連絡下さい。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

(参考資料)

1. 日本郵政公社民営・分社化に伴う保険証発行事務の取扱について

(平成 19 年 10 月 4 日 社会保険庁運営部医療保険課)

2. 健康保険被保険者資格証明書について

(昭和 56 年 10 月 1 日 保険発第 76 号厚生省保険局保険課長・庁保険発第 15 号社会保険庁医療保険部健康保険課長 連名通知)

日本郵政公社民営・分社化に伴う保険証発行事務の取扱いについて

- 被保険者証の交付について、社会保険事務局に対し出来る限り早期（概ね 2 週間以内）に発行できるよう指示している。
- 保険証が早急に必要な場合は、即日交付の対応となるが、即日交付の対応がとれない場合は健康保険被保険者資格証明書（保険者の確認の通知を受けている場合）を事業主が発行する等対応を行う。

※「健康保険被保険者資格証明書について」（昭和 56 年 10 月 1 日保険発第 76 号・庁保険発第 15 号）

- 資格取得届、扶養者異動届については、日本郵政公社民営・分社化後の各適用事業所が、10 月上旬に社会保険事務所に提出し、概ね 2 週間以内には交付できるように対応することで打合せを行っている。

※ 上記取扱いは、通常の保険証発行の取扱いである。

○健康保険被保険者資格証明書について

(昭和五六年一〇月一日)

(保険発第七六号・庁保険発第一五号)

(各都道府県民生主管部(局)保険課(部)長あて厚生省保険局保険・社会保険庁医療保険部健康保険課長連名通知)

標記については、今般左記のとおり取り扱うこととし、昭和三十年六月三十日保険発第一五二号通知は廃止することとしたので、事業主等に対し、その趣旨及び要領の周知徹底を図り、遺憾のないよう配慮されたい。

なお、健康保険被保険者資格証明書は、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第三条の規定において、被保険者証を提出することができない患者であつて、療養の給付を受ける資格の明らかな者に関しても保険医療機関は療養の給付を行うべき旨を定めているので、当該患者の受給資格を保険医療機関に対して明らかにするため措置されたものであるから、医師会、歯科医師会等を通じ保険医療機関その他の関係諸機関にその趣旨の徹底を図られたい。

おつて、貴管下の健康保険組合においてもこれに準じて取り扱われるよう指導願いたい。

記

- 1 事業主は、被保険者証の更新、検認又は再交付申請中のため、被保険者(任意継続被保険者を除く。以下同じ。)が被保険者証を現に所持しない場合であつて、かつ、療養の給付(家族療養費を含む。)を受ける必要があるときに限り、被保険者に対し健康保険被保険者資格証明書(以下「資格証明書」という。)を交付することができるものとする。

なお、被保険者の資格取得については、保険者の確認の通知を受けていない者に対する資格証明書の交付については、これを認めないものとする。

- 2 資格証明書の有効期間は交付日から五日以内を原則とし、交通の便その他やむを得ない事情により当該被保険者がその被保険者証をこの五日以内に保険医療機関に提出できないことが明らかであると認められる場合においても一五日を限度とすること。
- 3 被保険者は、資格証明書の有効期間が経過したときは、すみやかに事業主に返付するものとし、事業主はこれを保険者に提出するものとする。
- 4 資格証明書の様式は別紙様式によるものとする。
- 5 任意継続被保険者に対する資格証明書の交付は、保険者がこれを行うものとし、この場合にあつては、別紙様式に準じて作成するものとする。

別紙

健康保険被保険者資格証明書										
交付年月日 年 月 日交付										
有効期間 年 月 日から 年 月 日まで										
被 保 険 者	番号									
	名称									
	所在地									
被 保 険 者	被保険者証記号番号	記号					番号			
	(フリガナ)								男・女	
	氏名									
	生年月日	明・大・昭	年	月	日					
	現在所									
被 扶 養 者	資格取得年月日	昭和 年 月 日								
	(フリガナ)			男	女			男	女	
	氏名			男	女			男	女	
	生年月日	明	昭	年	月	日	明	昭	年	月
被 保 険 者 と の 続 柄	大	大	大							
	被保険者との続柄									
本証明書発行の理由										
上記の者は、当事業所の使用する被保険者で、現にその資格を有することを証明する。										
年 月 日										
事業所名称										
所在地										
事業主氏名 (印)										

(日本標準規格 B7)

(注意) 「被扶養者」欄のうち不要の欄は斜線で抹消すること。